

不在者投票施設における 不在者投票事務取扱要領

河津町選挙管理委員会

(〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中 212-2 TEL 0558-34-1913)

はじめに

不在者投票制度とは、選挙人が投票日の前でも投票することができる制度で、一般投票の例外的な制度です。

この要領は、病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設等における不在者投票事務処理について解説し、関係各位の参考に供するために作成しました。

不在者投票の手続きは、一般の投票に比べて複雑ですので、この要領を御活用いただき、その管理に誤りのないよう御配慮をお願いします。

手続きが誤って行われたときは、投票が無効となることもありますので御注意ください。

特に、不在者投票管理者になられる方は、本来の業務のほかはこの事務をしていただくこととなります。選挙が民主主義の基本をなすものであることを十分に御認識のうえ、御協力をお願いします。

なお、不在者投票事務に関し、御不明の点がありましたら、河津町選挙管理委員会にお問い合わせください。

特に御注意いただきたい事項

- 1 不在者投票管理者が選挙人に代理して投票用紙等を河津町選挙管理委員会に請求する場合は、入院・入所・収容中の選挙人からの依頼があったものに限られます。
- 2 不在者投票管理者は、選挙人が不在者投票をする際には、選挙権のある者を必ず立ち会わせなければなりません。

この投票立会人の職務は、不在者投票事務の執行を監視することですので、不在者投票管理者、その補助執行者及び代理投票補助者が兼ねることはできません。また、投票立会人が不在者投票事務を手伝うこともできません。

- 3 心身の故障等のため自書できない選挙人には代理投票の制度がありますが、選挙人から代理投票の申出があり、その申出に理由があると不在者投票管理者が認めた場合に限られます。

代理投票を実施する場合は、投票立会人の意見を聴いて、投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから代理投票補助者2人を定めなければなりません。

- 4 不在者投票管理者は、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁じられています。
- 5 不在者投票の趣旨及び手続きについては、不在者投票事務を処理する担当職員だけでなく、入院・入所している者と日常接する看護職員等にも周知徹底してください。
- 6 不在者投票施設における不在者投票が選挙の手続きに違反して行われたため、一般の投票を含む選挙そのものが無効となり、選挙をやり直した例がありますので御注意ください。

目 次

第1 不在者投票制度

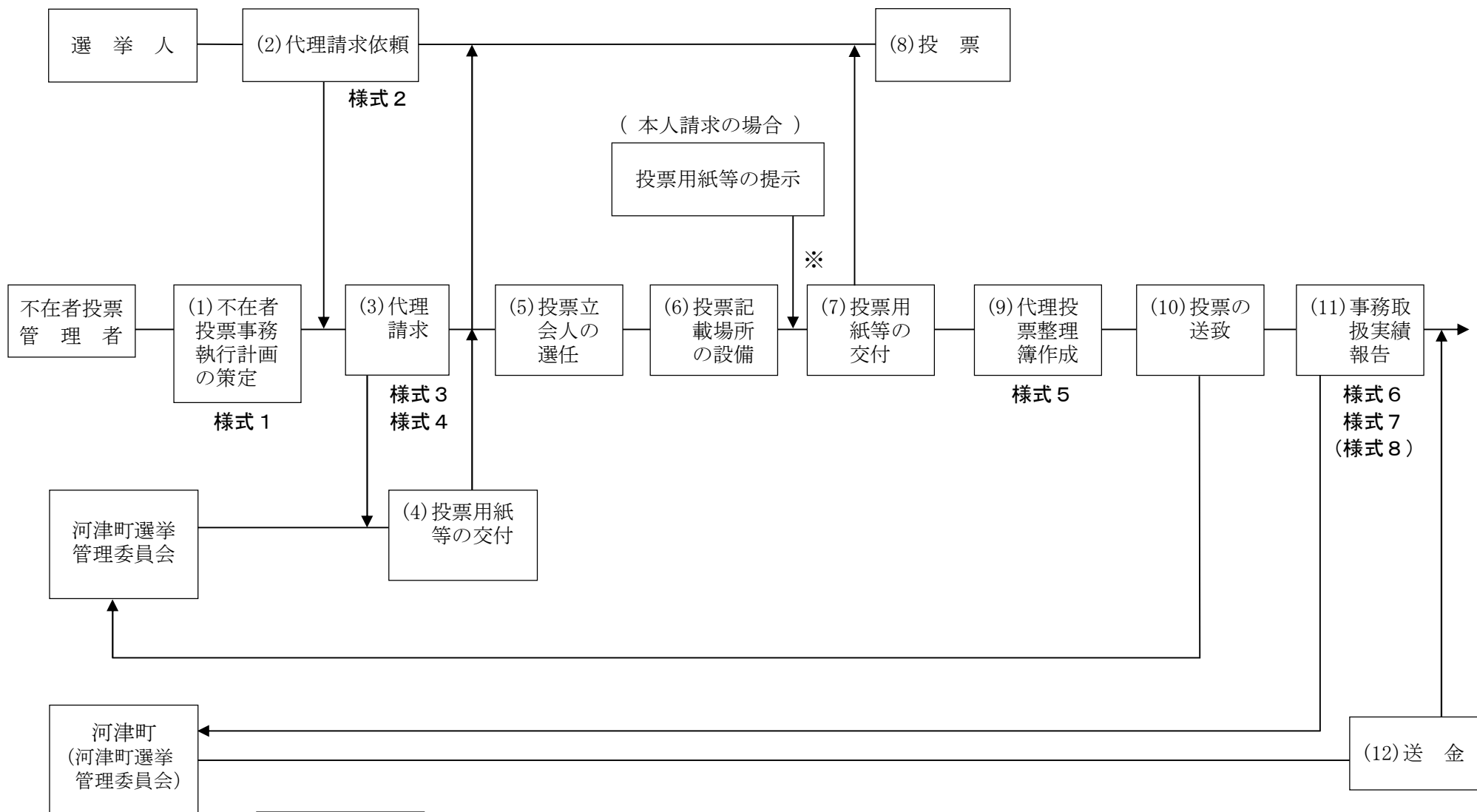
1 不在者投票の制度	1
2 不在者投票施設	1
3 不在者投票管理者	1
(1) 不在者投票管理者	1
(2) 不在者投票管理者の職務	1
4 不在者投票施設で不在者投票のできる人	2
5 不在者投票が認められている選挙の種類	3
6 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動	3
7 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止	3
8 罰則	4
9 所要経費の請求	4
10 不在者投票管理者から河津町選挙管理委員会委員長に送られた不在者投票の効力	4

第2 不在者投票の管理事務

1 投票用紙等の請求	5
(1) 代理請求依頼（選挙人→不在者投票管理者）	5
(2) 代理請求（不在者投票管理者→河津町選挙管理委員会委員長）	5
2 投票用紙等を受領したときの処理	5
3 投票立会人	6
4 不在者投票の方法	6
(1) 不在者投票の期日、時間	6
(2) 投票記載場所の設置	7
(3) 投票	7
(4) 代理投票	8
(5) 代理投票の仮投票（特殊な手続き）	9
(6) 選挙人が投票しないとき	9
(7) 本人が投票用紙等を請求した場合	9
5 不在者投票の送致の方法	10
6 関係書類の保存	10
7 不在者投票事務取扱交付金	10

様式1 不在者投票事務執行計画書	11
様式2 不在者投票についての代理請求依頼書	12
様式3 投票用紙等請求書	13
様式4 投票用紙等請求書別紙	14
様式5 代理投票整理簿	15
様式6 不在者投票事務取扱実績報告書	16
様式7 事務取扱実績報告書別紙	17
様式8 委任状	18

不在者投票事務の流れ



※ **投票用紙等の交付** … 不在者投票管理者が選挙人に代わって投票用紙を請求し、あらかじめ投票日を定めて投票させる場合において、選挙人における投票用紙等の保管が困難であると判断される場合については、選挙人の了解を得たうえで、不在者投票管理者が投票日まで投票用紙等を保管することは差し支えありません。
この場合は、**(4)投票用紙等の交付**ではなく、**(7)投票用紙等の交付**で交付します。

第1 不在者投票制度

1 不在者投票の制度

不在者投票の制度は、公職選挙法で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができないと見込まれる選挙人が、投票日の前（公(告)示日の翌日から投票日前日までの間）でも投票することができる例外的な制度です。

2 不在者投票施設

本要領において、以下の①から③をあわせて「**不在者投票施設**」といいます。

- ① 都道府県選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設
- ② 国立保養所、労災リハビリテーション作業所
- ③ 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、婦人補導院

3 不在者投票管理者

(1) 不在者投票管理者

- 各不在者投票施設の長が管理者となります。
- 不在者投票施設の長が候補者となったり、外国人であつたり、あるいは事故があつたり、欠けていたりした場合は、長の職務を代理すべき者が管理者となります。
この場合、病院については、医師又は歯科医師でなければなりません。

(2) 不在者投票管理者の職務

- 不在者投票に関する手続きのすべてについて最終的な決定権を持ちます。
- 不在者投票事務に従事する者（以下「**補助執行者**」といいます。）を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行します。その担任する主な事務は、次のとおりです。
 - ① 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること。
 - ② 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと。
 - ③ 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
 - ④ 投票立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
 - ⑤ 不在者投票記載場所の設備を整えること。
 - ⑥ 代理投票の申請を受け、その事由の有無を決定すること。
 - ⑦ 投票の終わった不在者投票を送致すること。
- 不在者投票事務を適正に執行するため、「**不在者投票事務執行計画書**」（様式1）を作成し、これに基づいて執行してください。
この執行計画書は、法令に定められたものではありませんが、後日、選挙の無効を求める異議申出などが提起される場合も考えられますので、作成後、不在者投票施設において保存するようお願いします。
- 不在者投票管理者が行う事務は、必ずしも本人がすべて直接行わなければならないものではなく、適宜その補助執行者をして不在者投票管理者の管理のもとで、その事務を行わせても差し支えありません。
例えば、不在者投票管理者が急用等で不在になった場合でも、職員が不在者投票管理者のもとに、補助執行者として行うものであれば、事務を進行しても差し支えありません。

4 不在者投票施設で不在者投票のできる人

- 各不在者投票施設に入院・入所・収容中の者で、次の①～④の条件に該当し、投票日当日、本来の投票所へ行って投票することができないと見込まれる場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること（一定の刑罰を受けている者等は、選挙権がありません）。
- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 投票日当日までに退院、退所予定のないこと。
- ④ 歩行が困難な者（手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれている者を含む）であること。

なお、歩行が可能な選挙人であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の不在者投票施設に入院・入所中であれば、不在者投票ができます。

	区域内の不在者投票施設 に入院・入所中	区域外の不在者投票施設 に入院・入所中
歩行可能な人 (外出可能)	できない	できる
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	できる	できる

(注) 1 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。

2 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び婦人補導院に収容中の選挙人については、歩行が困難なことは要件となっていないので、不在者投票ができます。

- 不在者投票は、投票日当日における選挙人の状態を想定して行うものであり、投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合等においては、選挙人は、投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

その場合は、直ちに河津町選挙管理委員会へ投票用紙等を返送してください。

(注 意)

- 1 投票所への歩行が可能かどうかは、医師の診断等によります。外出が許可されていない者は不在者投票をさせてください。
- 2 病人等の付添人等は、その不在者投票施設で不在者投票をすることはできません。
- 3 不在者投票施設へ通院・通所している者は、その不在者投票施設で不在者投票をすることはできません。

(参 考)

刑事施設、労役場、監置場又は留置施設に収容されている者で選挙権のあるものは、未決拘留されている刑事被告人及び被疑者、拘留の刑を執行されている者並びにいわゆる選挙犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者です。

(注) 次の者は留置施設に収容中の者に該当しません。

- ① 警察において現行犯逮捕、通常逮捕又は緊急逮捕し検察官に送致するまでの者
- ② 検察官が逮捕し、又は検察事務官が逮捕して検察官に引き渡した被疑者及び警察から検察官に送致した被疑者で、勾留状の執行あるまでの者
- ③ 警察官職務執行法第3条の規定による保護を受けている者
- ④ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条の規定による保護を受けている者

5 不在者投票が認められている選挙の種類

不在者投票が認められている選挙（各種投票を含む。）は次のとおりです。

- ① 参議院議員選挙、衆議院議員選挙
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
- ④ 一の地方公共団体にのみ適用される特別法制定の投票（日本国憲法第95条、地方自治法第261条）
- ⑤ 日本国憲法の改正手続における国民の承認に係る投票（日本国憲法第96条、日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第1項）
- ⑥ 地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票（地方自治法第76条第3項）
- ⑦ 地方公共団体の議員、長の解職請求に伴う投票（地方自治法第80条第3項、同法第81条第2項）
- ⑧ 合併協議会設置協議についての投票（市町村の合併の特例等に関する法律第4条第14項、同法第5条第21項）

6 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動

- 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。業務上の地位利用とは、「日常の職務上有する影響力を利用して」という意味と解されています。
- その他不在者投票の内容に関する発言は、選挙人の投票の秘密を侵すことになりますので御注意ください。

7 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止

- (1) 何人も、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、候補者のポスターを掲示することができません。
- (2) (1)に違反して掲示されたポスターは、病院、老人ホーム等の管理者が撤去できます。また、投票記載場所とは関係のない場所でも、無断で掲示されたポスターについては撤去できます。
いずれにしても、選挙人が投票する施設においては、候補者のポスター等を掲示することは適当ではないので、そのようなことがないように十分な配慮をしてください。

8 罰則

不在者投票について、次のような不正行為が行われたときは処罰されます。

(1) 選挙人の不正行為

- ① 不在者投票管理者、投票立会人に暴行もしくは脅迫を加え、投票を行う場所を騷擾し、又は選挙関係書類等を抑留、毀壞もしくは奪取したとき。（公職選挙法 229）
- ② 投票を行う場所に凶器を携帯して入ったとき。（同法 232）
- ③ 選挙人でない者が投票したり、氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票をし、又はしようとしたとき及び投票を偽造したとき、又はその数を増減したとき。（不在者投票管理者についても同様に不正行為となります。）（同法 237）

(2) 不在者投票管理者、投票立会人、代理投票補助者の不正行為

- ① 不在者投票管理者が、故意にその職務執行を怠り、又はその職権を乱用して選挙の自由を妨害したとき。（同法 226）
- ② 不在者投票管理者が選挙人に対し、その投票をしようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき。（同法 226）
- ③ 不在者投票管理者、投票立会人、代理投票補助者が、選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき。（同法 227）
- ④ 投票を記載する場所において正当な理由がなく選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名等を認知する方法を行ったとき。（同法 228）
- ⑤ 代理投票の際、候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が、選挙人の指示するとおり記載しなかったとき。（同法 237 の 2）
- ⑥ 立会人が正当な理由なく法律に規定する義務を欠いたとき。（同法 238）

9 所要経費の請求

＊不在者投票管理者には、不在者投票の事務として、投票用紙等の請求や、投票した用紙の送致をしていただくなくてはなりません。

そこで、これらの事務に要した費用として一定の経費を支払います。

＊経費の額及び請求方法については、選挙の告示の日前に、河津町選挙管理委員会から送付される資料を御確認ください。

10 不在者投票管理者から河津町選挙管理委員会の委員長に送られた不在者投票の効力

(1) 投票所における受理、不受理の決定

不在者投票は、河津町選挙管理委員会の委員長から選挙人が本来行くべき投票所の投票管理者（又は指定投票区の投票管理者）へ送致され、投票管理者が次の事項を調査して受理、不受理の決定をします。

なお、投票所閉鎖時刻（河津町では投票日当日午後 6 時）を過ぎて送られてきた不在者投票は不受理となります。

- ① 不在者投票をした者が、選挙の当日選挙権を有する者であるか。
- ② 投票用封筒の記載が完全であるか。
- ③ その不在者投票が正規の手続きによって行われているか。

せっかく不在者投票をしても、規定に違反していると正規の投票として取り扱われなかったり、あるいは受理されなかったりすることがありますから、誤りのないように処理してください。

(2) 受理された投票は

投票管理者は受理と決定した不在者投票について、外封筒から内封筒を取り出し、これを混同し投票人を不明にした後、これを開封し、投票用紙を取り出し、直ちに投票箱に入れます。

このようにして、投票の秘密は守られるように配慮されています。

第2 不在者投票の管理事務

1 投票用紙等の請求

(1) 代理請求依頼（選挙人→不在者投票管理者）

- 不在者投票管理者は、選挙人から代理請求依頼（当該不在者投票施設において不在者投票をしたいので、投票用紙等の交付を請求する旨の依頼）があったときは、選挙人に代わって河津町選挙管理委員会委員長へ、投票用紙等の請求をします。
- 代理請求依頼があったときは、「不在者投票についての代理請求依頼書」（様式2）を選挙人に記入させてください。

選挙人が自ら記入できない場合は、代理記入でも構いませんが、その場合には備考欄に代理記入者の氏名を記載してください。

（注）代理請求依頼は口頭でも構わないこととされていますが、後日、選挙の無効を求める異議申出などが提起される場合も考えられますので、作成後、不在者投票施設において保存するようお願いします。

- 選挙人が船員である場合には、選挙人名簿登録証明書を併せて提出させてください。

（注 意）

- 1 選挙人から代理請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって投票用紙等の代理請求をすることはできません。
- 2 入院・入所中の選挙人の家族から不在者投票をさせたいとの申し入れがあっても、選挙人の代理請求の意思が確認できない場合は、投票用紙等の代理請求をすることはできません。

(2) 代理請求（不在者投票管理者→河津町選挙管理委員会委員長）

① 投票用紙等請求書の作成

- 代理請求依頼のあった選挙人を、選挙人名簿に登録されている市区町ごとに分けて、「投票用紙等請求書」（様式3及び4）に記入します。
- 点字により投票する旨の依頼があった場合には、備考欄に「点字」と記入してください。
- 投票用紙等請求書（様式3及び4）のコピーを取り、保存してください。

② 河津町選挙管理委員会委員長への請求

- 河津町選挙管理委員会委員長あてに直接又は郵便等により請求します。
- 代理請求依頼書（様式2）は送付する必要はありませんが、不在者投票施設において保存してください。
- 船員については、選挙人名簿登録証明書を添付します。
- 選挙の告示前でも請求はできますが、投票用紙等の交付は原則として告示日の翌日以降になります。ただし、投票用紙等を郵便等で発送する場合は、告示日前で河津町選挙管理委員会が定める日以降になります。

2 投票用紙等を受領したときの処理

- 受領した投票用紙等が、請求した枚数と合致するか確認してください。
- 「点字投票」として請求した場合は、点字投票用紙（「点字投票」と表示あり）かどうか確認してください。

- 不在者投票管理者は、投票用紙等を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければならぬこととされています。

なお、あらかじめ投票日を定めて投票させる場合において、選挙人における投票用紙等の保管が困難であると判断される場合については、選挙人の了解を得たうえで、不在者投票管理者が投票日まで投票用紙等を保管することは差し支えありません。

ただし、定めた投票日の後でも、個別に選挙人から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続きを速やかに進めてください。

3 投票立会人

- 不在者投票管理者は、選挙人が不在者投票をする際には、選挙権のある者（20歳以上の日本国民で公職選挙法第11条の欠格条項に該当しないもの）を必ずこれに立ち会わせなければなりません。

この投票立会人は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、その不在者投票を行うべき選挙の選挙権を有していることを要しません。

- 不在者投票管理者は、文書又は口頭で投票立会人を1人以上選任します。
- 不在者投票管理者、その補助執行者及び代理投票補助者は、投票立会人を兼ねることはできません。
- 投票立会人の職務は、選挙が自由公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視することです。したがって、投票立会人は不在者投票事務を手伝うことも許されません。

投票立会人の職務内容

- ・不在者投票手続き（選挙人の本人確認～投票用封筒の提出）への立会い
- ・代理投票補助者の選定の際の意見申述、不在者投票管理者が代理投票の理由がないと認められた場合の意見申述
- ・投票用外封筒への署名（自書）

（注 意）

投票立会人が不在のまま投票をしたり、投票立会人が不在者投票事務を手伝ったために、投票が無効となったり、選挙そのものが無効となった例がありますので、くれぐれも注意してください。

4 不在者投票の方法

(1) 不在者投票の期日、時間

- 不在者投票のできる期間は、選挙の告示の日の翌日から投票日の前日までです。
- 不在者投票施設で不在者投票ができる時間は、午前8時30分から午後5時までです。
- 選挙人には、選挙人の属する投票所の投票管理者への送付時間を考慮の上、早めに行わせるようお願いします。送付した投票用紙は、投票所が閉鎖される時刻までに当該投票所に届く必要があります。

投票を終えた投票用紙が施設から選挙人の属する投票所の管理者に送られる経路は、

- ①施設→②河津町選挙管理委員会→③選挙人の属する投票所の管理者となっています。

なお、閉鎖時刻までに届かなかった投票用紙は、投票所の閉鎖後に送致された不在者投票として扱われ、開票されません。

- 選挙人が多数いるときは、あらかじめ投票日を設定し、一括して投票させることも効率的な方法ですが、この場合は、その日時、場所等を選挙人にあらかじめよく周知

してください。

- 投票日は、できる限り選挙人が候補者に関する情報（選挙公報等）が入手できる若しくは選挙人に提供可能な日程で設定されるようお願いします。
- 一括して投票させた後でも、投票をしていない選挙人から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続きを速やかに進めてください。

(2) 投票記載場所の設置

- 投票記載場所の設置にあたっては、投票の秘密の保持に十分に留意してください。
- 投票記載場所には机等を置き、机上には黒色鉛筆を備えるほか、他人が投票の内容を見たりすることができないように準備してください。

なお、投票記載台が必要な場合は河津町選挙管理委員会に御相談ください。

- 点字投票の必要がある場合は、点字器等も備えてください。
なお、点字器が必要な場合は河津町選挙管理委員会に御相談ください。
- 投票記載場所には、候補者の氏名等を掲示することはできません。
- 投票記載場所に選挙人が自ら参考として「新聞」「選挙公報」等を持ち込むことは許されますが、不在者投票管理者が投票記載台に「新聞」「選挙公報」等を備えることはできません。

選挙人から「選挙公報」「新聞」等を見たいとの要請があった場合は、投票記載場所以外のところで見せることは差し支えありません。

- 投票は原則として投票記載場所ですべきですが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、ベッドの上における投票も可能です。ただし、不在者投票管理者の管理のもと、投票立会人1人以上を立ち合わせ、投票の秘密の保持に十分留意のうえ行わなければなりません。

(3) 投票

次の流れにより投票を行います。

◎ 不在者投票管理者

- ① 投票しようとする者が、投票用紙等を交付された選挙人かどうかを確認します。
- ② 不在者投票管理者が投票日まで投票用紙等を保管した場合（P 6、3～5行目）を除き、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙、投票用内封筒及び外封筒を提示させ、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又は既に候補者の氏名が書かれていないかどうかを点検します。

↓

◎ 選 挙 人

※ 不在者投票管理者は①から⑤の投票方法を選挙人に説明してください。

- ① 投票用紙に記載します。
(当該選挙の候補者1人の氏名を記載。ただし、衆議院比例代表選挙においては1つの政党名、参議院比例代表選挙においては1名の名簿登載者の氏名又は1つの政党名を記載。)
- ② 投票用紙を内封筒に入れて封をします。
- ③ 内封筒を外封筒に入れて封をします。
- ④ 外封筒表面の選挙人欄に署名します（必ず自署のこと）。
- ⑤ 不在者投票管理者に提出します。

(注 意)

1 外封筒に選挙人の署名（自署）がないと、投票が無効となります。

2 点字投票の場合は、点字で記載します。

点字投票の場合は、あらかじめ外封筒に点字で署名し、それから投票用紙を封入した内封筒を外封筒に入れて封をします。

↓

◎ 不在者投票管理者

① 受け取った外封筒表面の選挙人欄に署名があるか確認します。

② 受け取った外封筒裏面に、投票年月日、投票場所を記入し、不在者投票管理者の欄に、不在者投票管理者の職・氏名を記載します。なお、ゴム印又は補助執行者による記載でも構いません。

↓

◎ 投票立会人

① 不在者投票事務の執行を監視します。

② 外封筒裏面の立会人署名欄に署名します（必ず自署のこと）。

(4) 代理投票

○ 心身の故障等のため、代理投票を希望する選挙人がいる場合には、その申出（口頭でよい）に理由があると認められる場合にのみ、代理投票を行います。

○ 代理投票は、選挙人が自ら投票用紙に記載する秘密投票主義の例外ですので、その手続きは次のとおり厳格に定められています。

① 不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、不在者投票管理者が管理する投票記載場所において投票に係る事務に従事する者のうちから代理投票補助者2人を定めます。

代理投票補助者には特別の資格は必要なく、選挙権を有する者でなくても差し支えありません。

不在者投票管理者及び投票立会人は代理投票補助者となることはできません。

② 代理投票補助者のうち1人が選挙人に対し「どの候補者に投票するのですか。」と聞き、投票用紙に選挙人が指示する候補者氏名を記載し、他の1人が確認します。

特に、誘導と疑われるような聞き方は絶対にしないでください。

選挙人が候補者の氏名を書いた紙片(名刺)等を持ってきたときは、代理投票補助者は、黙って紙片にある氏名を記載するようなことをせず、選挙人に確かめてから記載してください。

③ 候補者氏名を記載した代理投票補助者が投票用紙を投票用内封筒に入れて封をし、更にこの内封筒を投票用外封筒に入れて封をします。

④ 外封筒の選挙人欄には、候補者氏名を記載した代理投票補助者が選挙人の氏名を選挙人に代わって記載します。なお、代理記載人欄には何も記載しないでください。

⑤ 代理投票をした選挙人及び代理投票補助者の氏名を「代理投票整理簿」(様式5)へ記載してください。

この整理簿は、河津町選挙管理委員会が投票録を作成する際に必要となることから、例えばその写しを投票用外封筒とともに河津町選挙管理委員会に提出するなど

の方法により、整理簿に記載されている事項を河津町選挙管理委員会に報告するようお願いします。

なお、後日、選挙の無効を求める異議申出などが提起される場合も考えられますので、「代理投票整理簿」（原本）は不在者投票施設において保存してください。

（注 意）

- 1 代理投票補助者を定める場合は、必ず投票立会人の意見を聴いてください。
- 2 代理投票を行う場合は、不在者投票管理者（又はその補助執行者）、投票立会人1人及び代理投票補助者2人の計4人以上で行うこととなります。

(5) 代理投票の仮投票（特殊な手続き）

- 選挙人が代理投票を申請した場合、不在者投票管理者がその理由がないと認めた場合は、投票立会人の意見を聴いて、その申請を拒否することができます。
- しかし、この拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服である場合や代理投票することについて投票立会人に異議がある場合には、不在者投票管理者は代理投票の仮投票をさせることになっています。（不在者投票施設における投票ではほとんど例はありません。）
- この場合、投票用外封筒の選挙人氏名を記載した代理投票補助者が、代理記載人欄に自分の氏名を記載します。
- 代理投票の仮投票を河津町選挙管理委員会へ送付する際には、投票を拒否した理由、選挙人又は投票立会人の異議の要旨等を書面にしたものを併せて送付してください。

(6) 選挙人が投票しないとき

- 投票用紙等の代理請求を依頼したにもかかわらず、交付された選挙人が投票しない場合は、必ず投票用紙等を回収し、その理由を記載して請求先の河津町選挙管理委員会へ返送してください。
- 選挙人が投票しない場合とは、選挙人が投票の意思をなくした場合、病状等が悪化して意思表示ができない状態となった場合、同時に複数の選挙が行われるときにおいて、投票しない選挙がある場合などが考えられます。

なお、代理請求の依頼をした選挙人が投票日の前に退院・退所した場合は、経緯を記載して至急河津町選挙管理委員会に返送してください。当該選挙人に対しては、投票用紙等を河津町選挙管理委員会に返送した旨及び投票日に投票所へ行けば投票できる旨を連絡してください。

(7) 本人が投票用紙等を請求した場合

- 投票用紙等の請求は、多くが1(2)で述べた代理請求になりますが、選挙人が自ら河津町選挙管理委員会に請求することがあります。

選挙人が自ら投票用紙等を請求するときには、**宣誓書（実例1）**を河津町選挙管理委員会に送付し、投票用紙等の交付を受けることとなります。

- この場合も、不在者投票施設で次により不在者投票をさせていただきます。
 - ① 選挙人は、河津町選挙管理委員会から交付を受けた**不在者投票証明書用封筒（実例3）**、投票用紙、投票用内封筒及び外封筒を不在者投票管理者へ提出します。

（注）不在者投票証明書用封筒が開封されているとき又は投票用紙に記載がされているときは、不在者投票管理者はその選挙人の投票を拒否しなければなりません。

拒否を受けた選挙人が、さらに不在者投票を行いたいときは、不在者投票証明書

を返還して河津町選挙管理委員会委員長のもとで投票するか、最初から手続きをやり直させて不在者投票施設で投票をさせていただきます。

- ② 不在者投票証明書（実例2）により、選挙人を確認します。
- ③ 投票用紙、投票用内封筒及び外封筒を交付します。
- ④ 以後は前述の(3)投票 ◎選挙人から(5)までと同じ手続きとなります。

5 不在者投票の送致の方法

- ① 投票用封筒に所定の事項が記入されていることを確認します。
- ② 投票用封筒を他の適当な封筒に入れて封をします。(本人が投票用紙等を請求した場合には、不在者投票証明書も同封します。)
- ③ 封筒の表面に「不在者投票在中」と明記します。
- ④ 封筒の裏面に、不在者投票管理者の記名、押印をします。
- ⑤ 河津町選挙管理委員会に直接又は郵便等により送致します。

河津町選挙管理委員会では、不在者投票をそれぞれの投票所へ送致しますので、遅くとも投票日の前日までに河津町選挙管理委員会に到着するよう送致してください。なお、郵便等による場合は、郵送日数の余裕をみてください。

6 関係書類の保存

- 不在者投票終了から6か月程度の間（選挙の効力が確定するまでの間）、「不在者投票事務執行計画書」（様式1）、「代理請求依頼書」（様式2）、「投票用紙等請求書」（様式3及び4）のコピー及び「代理投票整理簿」（様式5）等の関係書類を保管してください。
- これは、選挙の無効を求める異議申出等の選挙争訟が提起される場合があるからです。
- なお、選挙争訟が提起されなかったことを不在者投票管理者において確認した場合は、不在者投票経費の請求の手続きが完了していれば、6ヵ月を経過しなくても処分して構いません。処分に当たっては、個人情報に記載されていますので、裁断処分するなど、確実な方法で処分してください。

7 不在者投票事務取扱交付金

不在者投票事務に関して、不在者投票事務取扱交付金が交付されます。速やかに必要書類を提出してください。

(1) 申請に必要な書類

- ① 不在者投票事務取扱実績報告書（様式6）
- ② 事務取扱実績報告書別紙（様式7）
- ③ 委任状（様式8）（※ 様式8については、不要の場合もあります。）

(2) 交付の方法

「不在者投票事務取扱実績報告書（様式6）」に記載された口座に振り込みます。

様式 1

不在者投票事務執行計画書

令和 年 月 日

不在者投票管理者 _____ ㊞

次のとおり投票立会人等を選任し、不在者投票を行う。

項 目	内 容	備 考
選 挙 の 種 類	河津町長選挙 河津町議会議員補欠選挙	
不 在 者 投 票 の 期 日 、 時 間	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	・投票日を設定して行 う場合に記載する。 ・投票日を複数設ける 場合は列記する。
不在者投票の場所		
補助執行者氏名		・職員の業務の都合等 により、変更する場 合がある。 ・変更する場合は、文 書又は口頭で指示 する。
投票立会人氏名		
代理投票補助者 氏 名		

(注意事項)

- 1 補助執行者は、不在者投票管理者が自ら事務を行う場合は、選任しなくても差し支えありません。
- 2 投票立会人は、必ず1人以上を選任してください。投票立会人は不在者投票管理者、補助執行者及び代理投票補助者と兼ねることはできません。
- 3 代理投票補助者は、不在者投票管理者が、必ず投票立会人の意見を聴いて、投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから2人を選任してください。
- 4 不在者投票管理者が急用等で不在になる場合は、連絡がとれ、指揮監督が受けられる体制になっているよう配慮してください。
- 5 不在者投票を、投票日を設定して行った場合、その後、個別に選挙人から新たな申立があれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続きを速やかに進めてください。

様式 2

令和 年 月 日

不在者投票管理者

_____様

選挙人名簿に

住所 静岡県賀茂郡河津町

記載されている

フリガナ
氏 名 _____

生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日

不在者投票についての代理請求依頼書

私は、令和7年11月16日執行の河津町長選挙及び河津町議会議員補欠選挙の当日、公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれ、当施設において、不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の交付請求を依頼します。

(備考)

- 1 代理記入の場合、代理記入者氏名を記載してください。

(代理記入者氏名_____)

様式 3

令和 年 月 日

河津町選挙管理委員会委員長 様

郵便番号
フリガナ
不 在 者 の 所 在 地
投票施設
フリガナ
名 称
電 話
管理者氏名

(事務担当者氏名)

投 票 用 紙 等 請 求 書

別紙の選挙人は、令和7年11月16日執行の河津町長選挙及び河津町議会議員補欠選挙の当日、※ のため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙の選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を下記により請求します。

記

内 訳	投票用紙	点字投票用紙	投票用封筒
選挙	枚	枚	組

(備考)

- ※印の欄には、入院中、入所中、収容中等の理由を記載してください。
- 投票予定日を記載してください。(複数の投票日を設ける場合は列記)

令和7年 月 日予定

様 式 4

投票用紙等請求書別紙 (施設名 _____) No. _____

選挙人名簿に記載されている住所	(フリガナ) 選挙人氏名	生年月日	備 考
	1	明 大 昭 平 ・ ・	
	2	明 大 昭 平 ・ ・	
	3	明 大 昭 平 ・ ・	
	4	明 大 昭 平 ・ ・	
	5	明 大 昭 平 ・ ・	
	6	明 大 昭 平 ・ ・	
	7	明 大 昭 平 ・ ・	
	8	明 大 昭 平 ・ ・	
	9	明 大 昭 平 ・ ・	
	10	明 大 昭 平 ・ ・	
	11	明 大 昭 平 ・ ・	
	12	明 大 昭 平 ・ ・	
	13	明 大 昭 平 ・ ・	
	14	明 大 昭 平 ・ ・	
	15	明 大 昭 平 ・ ・	

(注) 点字による投票の請求があった場合は備考欄に「点字」と記載してください。

様式 5

代理投票整理簿

不在者投票管理者 _____

- 1 選挙名 河津町長選挙
河津町議会議員補欠選挙

- 2 次の者から代理投票の申請があり、その理由があると認め、代理投票を実施した。

選挙人氏名	代理投票補助者氏名		不在者投票 の 期 日
			年 月 日

様式 6

不在者投票事務取扱実績報告書（兼請求書）

令和 年 月 日

河 津 町 長 様

人分

ただし、令和7年11月16日執行の河津町長選挙及び河津町議会議員補欠選挙の不在者投票事務にかかるもの。

金 円也（1人 1,236円）

別紙のとおり報告します。

不在者投票施設

郵便番号

フリガナ
所在地

フリガナ
名称

電 話

不在者投票管理者氏名
(病院長、施設長等)

印

事務担当者氏名

送金先（振込先）

フリガナ
金融機関名

種 別 普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知

口 座 番 号 No.

フリガナ
口座名義人

(注1) 不在者投票管理者と送金先（振込先）口座名義人とが異なる場合は、委任状を提出願います。

(注2) フリガナは必ず記入してください。

様式 7

事務取扱実績報告書別紙

(施設名

) No.

番号	選挙人名簿に記載されている住所	不在者投票者氏名	生年月日	不在者投票日
1			明 大 昭 平 ・ ・	・
2			明 大 昭 平 ・ ・	・
3			明 大 昭 平 ・ ・	・
4			明 大 昭 平 ・ ・	・
5			明 大 昭 平 ・ ・	・
6			明 大 昭 平 ・ ・	・
7			明 大 昭 平 ・ ・	・
8			明 大 昭 平 ・ ・	・
9			明 大 昭 平 ・ ・	・
10			明 大 昭 平 ・ ・	・
11			明 大 昭 平 ・ ・	・
12			明 大 昭 平 ・ ・	・
13			明 大 昭 平 ・ ・	・
14			明 大 昭 平 ・ ・	・
15			明 大 昭 平 ・ ・	・
16			明 大 昭 平 ・ ・	・
17			明 大 昭 平 ・ ・	・
18			明 大 昭 平 ・ ・	・
19			明 大 昭 平 ・ ・	・
20			明 大 昭 平 ・ ・	・

様式 8

委任状

所在地
不在者投票施設 の
※ 名称

不在者投票管理者氏名
(病院長、施設長等)

⑩

令和7年11月16日執行の河津町議会議員選挙における不在者投票事務取扱交付金の受領
に関して、下記の者に権限を委任する。

記

1 受任者（口座名義人）

所在地
名称
氏名

⑩

2 送金先（振込先）

フリガナ
金融機関名

種 別 普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号 No.

(注1) ※の施設の名称は資材送付書に記載された施設名称を記載してください。

(注2) この委任状は、不在者投票管理者と交付金送金先（振込先）口座名義人とが異なる場合に
使用してください。